

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 糸島市 (都道府県: 福岡県)

事業メニュー	結婚新生活支援事業					
区分	結婚新生活支援					
関連事業メニュー	3.2 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び新規に婚姻した世帯に対する引越費用に係る支援(都道府県主導型コース)					
個別事業名	糸島市結婚新生活支援事業		新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	交付決定日 ~ 令和5年3月31日		事業開始年度	令和3 年度		
対象経費支出予定額 ※(注)1	115,200,000 円					
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	本市では、平成22年1月の合併後、第1次糸島市長期総合計画を策定してまちづくりを進めてきた。この総合計画では、子育て支援などの5つの重点プロジェクトを定め、本市の特長である豊かな自然や農林水産物等を生かしたブランド戦略等により、年間約680万人以上の観光客の来訪や、合併後減少していた人口が増加に転じ目標人口の10万2千人を達成するなど、一定の成果があった。一方で、合併後、自然減少が一貫して進行し、本市の合計特殊出生率は1.44%と県平均値を下回り、自然増加率(-0.39)と粗出生数(6.83人)は、福岡都市圏(10市7町)で最下位となっている。夫婦の平均的な出生数である完結出生児数は合計特殊出生率を上回ることから、自然減少に歯止めをかけるためには、結婚から子育てまでの切れ目ない支援が求められており、出会いの場を提供するなど結婚支援の取組に対する必要性が高まっている。 令和3年度から第2次糸島市長期総合計画がスタートする中で、基本目標の1つに「未来社会で輝く子どもを育むまちづくり」を掲げ、「子育て・親育ちの支援の充実」を行うこととしており、人口減少、少子化の進行に歯止めをかけるために、結婚、妊娠から出産・子育ての切れ目なく支援することとしている。また、本市では「糸島市子ども・子育て支援総合プラン」を策定し、安心して子どもを産み育てることができる体制を構築し取組を行っている。本事業については、当該基本目標を達成するうえで必要な事業である。					
個別事業の内容	(個別事業の内容) ※(注)3					
	1. 概要					
	【補助対象要件】					
	・所得要件	☒	夫婦の合計所得が400万円未満	☐	自治体独自基準の場合 (例)夫婦の合計所得が●●●万円未満	
	・年齢要件	☒	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	☐	自治体独自基準の場合 (例)夫婦ともに婚姻日における年齢が●●歳以下の世帯	
	【補助上限額】 ※補助対象費目について、一般コース・連携コースのいずれかで記載すること。					
	一般コース	☐	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円	
	都道府県主導型コース	29歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が60万円	☐	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
		39歳以下の場合	☒	各費用に係る合計が30万円	☐	自治体独自基準の場合 (例)各費用に係る合計が●●万円
	【その他独自要件】					
・本人及びその配偶者がマイナンバーカードの交付を受けている又は受ける見込みがあること ・本人及びその配偶者が市税を滞納していないこと						
2. ①申請見込み世帯数		220		世帯		
※都道府県主導型の場合の内訳		共に29歳以下	147	世帯		
		左記以外	73	世帯		
【積算根拠】						
147件(共に29歳以下)×60万円×2/3(補助率)=58,800千円 73件(上記以外)×30万円×2/3(補助率)=14,600千円 ※なお、以下のことから、令和3年度見込世帯数+96世帯の220世帯を見込む。 ・対象世帯の期間が令和4年1月から令和5年3月までの15月となること ・令和3年度以上に周知に力をいれ、対象となる可能性のある令和4年1月以降に婚姻届提出世帯に令和4年度の制度(案)の案内をすでに実施している。また、宅建事業者等にも個別に周知の依頼を行うとともに、市のSNSにおいても繰り返し周知を行うこと ・令和3年度にリフォームについて対象となるか複数問い合わせがあったところ、対象費用にリフォーム費用が追加されたこと ※新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。						
〔 令和3年度見込世帯数 124 世帯 〕						

②継続補助の見込 対象経費支出予定額	30	世帯 円		
	5,100,000			
3. 広報の実施予定				
市HP、広報誌、SNS等を通じて広報を行う。				
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目	単位	目標値	現状値
	婚姻数(平成29年度から令和元年度の平均)	件	364 (令和4年度)	349 (令和2年度)
参考指標 ※(注)5	項目	単位	直近の実績	
	合計特殊出生率	%	1.44 (平成29年)	
	婚姻件数	件	349 (令和2年度)	
	婚姻率	%	59.7 (平成27年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目	単位	目標値	現状値
	支給世帯実績／支給見込世帯数の割合	%	70	15
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	50	25
	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に応援されていると感じた世帯の割合」	%	100	50
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	・福岡県が運営するメールマガジン(登録者:約10,000人)や県HPで広報を行う。 ・福岡県が設置する結婚新生活支援事業拡大方策協議会において、本事業の効果や課題・検証等を行い、次年度以降の事業に反映させていく。 ・福岡県と圏域内の複数市町村が連携した広域的な出会いイベントの開催にあたって、イベントを企画するための情報提供、対象となる独身者の選定(どの企業・団体等にするか)、募集チラシの周知(集客)、市の地域資源の提供を行う。また、福岡県が取り組む高齢者による子育て支援推進事業において、マイスター人材やマイスターの活動先となる子育て支援施設の情報提供等を行う。			
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	・不動産業者等に対し、チラシ配架等に協力いただくことで、幅広く対象世帯に情報を提供する。 ・商工会や商工会議所等と連携し、会員企業の従業員に対して情報提供を行う。			
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無			

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的方法を記入すること。